

《政務活動費の支出内容の見直し等》

【制度の現状】

- 一定の制限があるものの、飲食に関する経費（新年会等の会費など）の支出が認められている。
- 一般公開の対象となる書類が収支報告書や領収書等の写しなどに限定されている。
- 平成 24 年の自治法改正で追加された「その他の活動」などに対応する使途基準の定めがない。

【課 題】

- 政務活動費のより適正な執行に向けた使途基準の見直しの検討
- 使途の透明性の向上に向けた公表内容の充実に係る検討
- 政務活動費の新たなニーズに対応するための使途範囲の拡大に係る検討

【協議が必要な事項（論点整理）】

1 より適正な執行に向けた対応

(1) 飲食経費への支出のあり方

- 対象とする範囲（会費）をどのように定めるか

(2) グループ活動費に対する支出の適正化

- 支出対象をどのように見直すか

議員連盟等の継続的な会費への支出 等

⇒(1)、(2)については、会派間で合意が整ったものから「手引」の改正で対応するか

2 使途の透明性の向上に向けた対応

- 活動内容が確認できる書類（視察や調査委託の記録簿等）を新たに提出書類とし、公表対象とすべきか

- マスキング（黒塗り）の対象を見直しすべきか（人件費の金額の公開）

※ 現在、人件費については個人名と金額をマスキングしている。

3 使途範囲の拡大等に向けた対応

- 24年の法改正で追加された「その他の活動」に対応する使途範囲を設けるべきか。

(例示) 都政における重要政策の推進に向けた活動、他都市等との友好・交流活動、要請・陳情活動、個別の住民相談対応、行政や地域団体等が主催する行事への参加